

## 大雨に伴う避難勧告について

平成 22 年 8 月 23 日

総 務 部

### 1 災害の発生

(1) 発 生 日

平成22年 8 月14日 (土)

(2) 発生場所

盛岡市川目第10地割35地内 (旧宇津野発電所の道路向かい付近)

(3) 災害状況

斜面の上端部にある宅地の法面の土砂の一部 (高さ約 6 m, 幅約 4 m) が, 斜面下側にある作業小屋付近まで崩落した。なお、斜面付近の住宅などにはいずれも被害はない。

### 2 避難の勧告

(1) 盛岡市災害対策本部の設置日時

平成22年 8 月17日 (火) 午後 6 時

(2) 対象世帯

盛岡市川目第10地割35及び36地内 2世帯 7名 (2名/世帯, 5名/世帯)

(3) 経 緯

8月14日午後5時55分に発令された大雨警報に伴い, 同時刻に災害警戒本部を設置し, 災害情報を収集していたところ, 午後7時20分頃, 宅地法面の崩壊が発生したとの通報があり, 崩壊箇所には雨水の浸入を防ぐため, 応急的にブルーシートで覆う措置がとられた。

以後, 16, 17日に断続的な降雨が続き, この影響により現場の状況が悪化していると認められたため, 17日午後6時から災害対策本部において, 現場の状況, 降雨の状況及び見通しについて検討した結果, 対象2世帯に対する避難勧告を行うことを決定し, 午後7時すぎに対象世帯宅を直接訪問し避難を勧告した。

### 3 避難所の設置

避難勧告の決定に伴い, 午後6時30分, 宇津野公民館 (川目第9地割) に担当職員2名を配置し避難所を設置した。

### 4 避難勧告後の措置

(1) 避難勧告後の状況

市の設置した避難所は, 各対象世帯の事情により利用されなかった。

(2) 被害箇所の監視

8月17日の深夜から, 巡回による監視を実施している。

・ 8月17日 午後9時, 午後10時30分

・ 8月18日 午前0時, 午前3時, 午前8時 ※ 以 降 朝夕2回実施

### 5 今後の対応

被災者の安全確保を図るため, 被災場所の応急措置を速やかに講ずることとしたい。